

○受付できない確定申告

次の申告は受付できませんので、税務署に申告してください。

・青色申告　・2割特例以外の消費税の申告　・先物取引に関する申告　・特殊な内容の申告

○令和6年中の所得の申告で用意するもの

- 1 マイナンバーカード（お持ちでない場合は、個人番号がわかる書類＋身元確認書類）
- 2 源泉徴収票（源泉徴収票の交付を受けていない方は勤務先からの給与明細書など）
- 3 収入および経費がわかる書類（収支明細書や帳簿類など）
- 4 国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書
- 5 生命保険・地震保険料控除を受ける方は、支払保険料の証明書
- 6 医療費控除を受ける方は、医療費の明細書や医療費通知
- 7 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または障害者控除対象者等認定書
- 8 寄附金控除を受ける方は、寄附先からの寄附金受領証（ふるさと納税でワンストップ特例を申請した方は不要）
- 9 控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等の個人番号がわかるもの
- 10 災害等による雑損控除を受ける方は、関係支出の領収証書、保険金等を受け取った場合はその金額のわかるもの（損害を受けた対象物の購入年月や購入金額が必要な場合があります。）
- 11 還付申告される方は、申告者本人の振込先の口座番号などがわかるもの
- 12 「確定申告のお知らせ」ハガキ（税務署から通知がある方のみ）

申告会場に来場される方へ

※提出書類は自宅で作成をお願いします。

○医療費控除を受けられる方へ

医療費控除を受けられる方は、あらかじめ個人ごと・医療機関や薬局ごとに分けて合計額を計算し、医療費の明細書に記載して持参してください。

医療費の明細書がお手元にない方は、任意の様式に個人ごと・医療機関や薬局ごとに分けて、合計額を計算したものをご持参ください。

事前に作成されていない場合、待合室内の作業スペースなどでご自身で作成していただきます。

医療保険者が発行する「医療費通知」を明細とする場合は、原本の提示又は添付が必要です。領収書は添付不要ですが、明細書の記載内容確認のため、提示又は提出を求められる場合がありますので、ご自身で5年間保存してください。

※事業所得を申告される方へ

事業所得（農業・営業・不動産等）について申告される方は、収入や経費などの関係書類を整理、金額を計算し「収支内訳書」を作成した上でご来場ください。（収入や経費の関係書類が整理されていない場合は、受付をお断りする場合があります。）

※消費税申告をされる方へ

消費税申告は2割特例のみ受け付けます。課税売上げを税率ごとに集計してお持ちください。

問 住民課 国保住民税係 電話 22-7704

確定申告は スマホ × e-Tax がおすすめです！

○確定申告書は、e-Tax で便利に作成できます

確定申告のほか、消費税・贈与税の申告もできます。

○マイナポータル連携で自動入力

マイナポータル経由で控除証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力することができます。

確定申告書等作成コーナー



マイナポータル連携について



住民課からのお知らせ 町民税・県民税（住民税）の申告について

今年も所得の申告の時期が近づいてまいりました。

この申告は、令和6年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の所得について申告していただくもので、町県民税の課税や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料をはじめとする各種料金等の算定・軽減・支給などの判定資料となります。また、この申告をされないと、所得証明書や課税証明書が発行できない場合があります。

申告が必要な方は、申告書の該当欄に記入のうえ、提出期限までに役場住民課へ提出してください。申告書は今月号広報と一緒に配布します。また、役場住民課にも用意しておりますのでご利用ください。

○申告の必要がある方

令和7年1月1日現在、佐川町に居住している方で次に掲げる方

- ① 営業・農業・不動産・譲渡・配当などの所得のある方
- ② 給与の支給がある方で勤務先などから源泉徴収票が発行されていない方
- ③ 主とする給与以外に副収入がある方や、2ヵ所以上から給与の支給を受けた方
- ④ 町外在住である親族の税法上の扶養になっている方
- ⑤ 18歳以上で所得のなかった方【無職、学生等】も申告してください。（申告された内容は、国民健康保険・国民年金・福祉・保育関係事務の資料となります。）

○申告の必要がない方

- ① 確定申告をされる方
- ② 収入が給与所得のみで勤務先から源泉徴収票が発行されている方、年金の収入のみでそれ以外の収入がない方（源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除「医療費控除など」を受けようとする場合は、申告が必要です。）

申告書提出期限は、令和7年3月17日（月）です。

令和7年 申告相談について

令和6年中の所得の申告について、下記日程のとおり実施します。面談をして申告する方、申告書の作成を希望される方などは、申告相談会場にお越しください。（内容によっては、須崎税務署での申告をご案内することがありますので、ご了承ください。）

◎ 申告相談会場 佐川町役場2階 大会議室

◎ 受付時間 9:00～16:00（昼休み：12:00～13:00）

◎ 日 程

2/17日	月	尾川地区	24日	月		3日	月	佐川地区	10日	月	全地区
18日	火	加茂地区	25日	火	永野地区	4日	火	全地区	11日	火	全地区
19日	水	黒岩地区	26日	水	佐川地区	5日	水		12日	水	全地区
20日	木	斗賀野地区	27日	木	佐川地区	6日	木	全地区	13日	木	全地区
21日	金	斗賀野地区	28日	金	佐川地区	7日	金	佐川地区	14日	金	全地区
22日	土		3/1日	土		8日	土		15日	土	
23日	日		2日	日		9日	日		16日	日	
									17日	月	全地区

※会場内の混雑を避けるため、対象地区日程へのご協力をお願いします。

農業委員会からのお知らせ

4月受付分から農地の貸借の方法が2種類になります！

令和7年4月以降、現在の利用権設定はできなくなります。

これまで個人同士で農地の貸し借り（利用権設定）を実施してきましたが、今後は農地中間管理機構が地権者（地主）から農地を一括で借り受け、受け手となる耕作者へ貸し付ける「農地中間管理事業」に統合されます。

※令和7年3月以前に設定した利用権設定については、期間満了となるまで有効です。

期間満了後に再設定する場合は農地法第3条か、農地中間管理事業により貸し借りを行うことになります。

	農地法第3条	農地中間管理事業での利用権設定
処理期間（目安）	申請締切日から30日以内	約3～4ヶ月
設定期間	50年以内で、当事者間が定めた期間	
貸借の解約	当事者同士の合意による解約の場合は、農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月前までに、解約届による農業委員会への通知が必要	
契約の更新	賃貸借の場合は自動で更新する	自動更新は無し
農地の返還	賃貸借の場合は解約手続が必要	期間満了で自動返還
その他	土地の全部事項証明書を有料で取る必要がある	地主：税制優遇が受けられる場合がある

※「農地中間管理事業での利用権設定」の処理期間や事務手続きの詳細な内容については決定事項ではなく、令和6年12月24日現在の内容であり、変更となる場合があります。

問 農業委員会 電話 22-7710 産業振興課 農業振興係 電話 22-7708

今年の「町内一斉清掃」は2月24日（月）です



一斉清掃への参加は各自治会の判断となります。

参加する自治会の方は、自治会長の指示に従って、怪我や事故のないよう作業を行ってください。

なお、マスクの着用や発熱等の症状のある場合は参加を控えるなど、感染症の予防に努めるようお願いいたします。

問 住民課 電話 22-7706 まちづくり推進課 電話 22-7740

広告

ご自宅で療養生活を送る要介護の方、治療が必要あるいは医療機器をしている方、健康に不安ある方の暮らしを専門的な視点でサポート

①精神疾患の方への支援 ②医療処置・病状の観察 ③褥瘡予防・処置
④ターミナルケア（在宅での看取り） ⑤療養上のお世話 ⑥認知症のケア ⑦訪問リハビリ

●医療保険・介護保険に対応できます。●24時間365日対応いたします。

訪問看護ステーション 心愛（ここあ）

介護保険事業所番号 3960190555 医療機関コード 0190555
TEL：088-855-8189 FAX:088-855-8190 高知市神田638-22 神田Kコーポ2



須崎税務署から 確定申告についてのお知らせ

申告会場に来場される方へ

○開設期間

令和7年2月17日（月）～3月17日（月）（土・日・祝日を除く）

※上記の期間より前は、確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。

作成済みの申告書等の提出は受け付けております。

※贈与税や土地などの譲渡所得について申告相談を希望される方は、担当職員が従事している、3月3日（月）以降にお越しください。

○受付時間等

午前8時30分～午後4時まで（相談開始は午前9時）

・混雑緩和のため、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。（作成済申告書の提出のみであれば不要です）

・入場整理券は当日配付しますが、事前にLINEでオンライン発行も可能です。

※入場整理券の配付状況に応じて、午後4時前であっても受付を終了する場合があります。



国税庁 LINE
公式アカウント

○申告書作成について

確定申告会場では、原則、ご自身のスマートフォンを操作し、申告書を作成していただきます。

確定申告会場に来場される場合は、確定申告書の作成に必要な書類のほか、スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカードのパスワード2種（①利用者証明用電子証明書（数字4桁）、②署名用電子証明書（英数字6～16文字））を持参してください。

電話等による申告相談をご利用ください

【確定申告 電話相談センター】

○開設期間

令和7年1月17日（金）～3月17日（月） ※土・日・祝日については、3月2日（日）のみ

受付時間：午前8時30分～午後5時

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

○国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901

自動音声でご案内します。自動音声案内に従い、『0』番を選択してください。

【チャットボット（ふたば）】

申告等の内容や税法に関する事項について、税務職員ふたば（AI）が回答します。



チャットボット
ふたば

【e-Tax・作成コーナー ヘルプデスクのご案内】

e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消など使い方に関する問い合わせの専用窓口を設置しています。

ナビダイヤル 0570-01-5901（全国一律料金）

受付時間：月～金 午前9時～午後5時

農業集落排水施設使用料の改定について

本町の農業集落排水事業は、供用を開始した平成 14 年 5 月から今日まで 22 年間、消費税増税を除き使用料の値上げを行わずに事業運営に取り組んできました。しかし、汚水処理に係る経費を使用料等の収入で賄えていない状況が続いており、今後の事業継続および町の財政負担の抑制のためには、使用料の値上げが必要不可欠です。

この使用料改定につきましては、令和 6 年 8 月 23 日に上下水道運営委員会に対し、「使用料改定率」および「改定期間」について諮問を行い、審議を行った結果、令和 6 年 11 月 1 日に同委員会より下記のとおり答申があり、令和 6 年 12 月町議会定例会において条例改正案が可決されました。

1 改定期間 令和 7 年 4 月請求分から

2 改定額 世帯割及び人員割使用料（1 箇月につき）（消費税抜額）

	世帯割使用料（1 世帯につき）	人員割使用料（1 人につき）
改定後	2,000 円	600 円
改定前	1,600 円	500 円
差 額	400 円	100 円

3 新料金早見表

（消費税込額）

世帯人員数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
新料金額	2,860 円	3,520 円	4,180 円	4,840 円	5,500 円	6,160 円	6,820 円

改定の理由

当事業は、国からの要請により令和 6 年 4 月から地方公営企業法を適用し、これまでの現金主義による官公庁方式の会計から、年度ごとの期間に応じて損益計算を行う企業会計方式での会計に移行しました。

企業会計方式による今後 10 年間の収支の試算では、人口減少が進み使用料収入の減収が見込まれる一方で、物価高騰などの影響により維持管理費は増加する見込みとなっています。

また、老朽化が進む処理場や下水道管の更新には多額の費用がかかり、そのための資金は国等からの補助金と企業債の借入に頼らざるを得ない状況です。

水道事業や下水道（集落排水）事業は、税金等で行う他の公共サービスとは異なり、地方公営企業法で定められる「経営に必要な費用を経営によって得られる収入で賄わなければならない」という受益者負担の原則に基づき、独立採算が求められています。

しかしながら、汚水の処理には多額の費用を必要とし、現在の使用料収入では汚水処理の年間経費のうち 54 パーセント程度しか賄えておらず、不足する額は一般会計からの繰入によって収支を均衡させています。

今回の使用料改定では、まず 5 年間の平均にて「経費回収率の全国平均である 57 パーセント」を目標とすることとし、新料金による改定案にて答申を受けました。

農業集落排水施設をご利用の皆さまにはご負担をお掛けしますが、事業の安定的な継続のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

問 建設課 水道係 電話 22-7713

令和 6 年度あいさつ標語入賞作品紹介

青少年育成佐川町民会議では、あいさつ運動を推進しています。

本年度も、佐川町内の小中学校を通じてあいさつ標語を募集しましたところ、児童生徒、保護者の方々から総計 189 点の応募がありました。ありがとうございました。

【審査は選考委員で厳正に行いました。】

児童生徒の部

最優秀作品

おはようと	かわいい笑顔	佐川っ子	斗賀野小学校 5 年	片田 葵
「おはよう」	でみんなの心	つながるよ	佐川中学校 1 年	横畠 清美

優秀作品

あいさつで	きもちいいあさ	スタートだ	佐川小学校 1 年	刈谷 圭佑
あいさつを	大きなこえで	自分から	佐川小学校 4 年	古味 蓮理
おはようと	教室ひびく	いい声で	黒岩小学校 5 年	竹内 みのり
あいさつは	私の心の	エネルギー	加茂小学校 5 年	大山 春花
あいさつで	みんなの心を	ハッピーに	尾川中学校 2 年	北添 初衣
あいさつで	笑顔の花束	届けたい	加茂中学校 2 年	須内 まひる
おはようと	大人になっても	続く声	加茂中学校 2 年	弘瀬 菜々美

保護者の部

最優秀作品

おやすみと	ギュッとだきしめ	また明日	加茂小学校	山本 美緒
-------	----------	------	-------	-------

優秀作品

いってきます	並んだ笑顔	通学路	斗賀野小学校	藤村 里沙
あなたから	もらったあいさつ	宝物	加茂小学校	村上 美穂
あいさつは	笑顔と元気の	二刀流	尾川中学校	北添 哲也

これを機会に、ご家庭や学校・地域においてもお互いに声をかけ合い、子ども達の元気な声、あいさつがいつでも自然に聞こえる佐川町になりますよう、また、地域のつながりがさらに強くなりますよう、ご協力よろしくお願いします。

「あいさつは、地域・学校・家庭から！」

青少年育成佐川町民会議


小児科・内科・整形外科

社会医療法人 仁生会 日高クリニック

診療科目	受付	月	火	水	木	金	土	日
小児科・内科	午前	○	○	休診	○	○	○	休診
	午後							
整形外科 (隔週土曜)	午前	--	--	日	--	--	○	日
	午後						休診	

診療時間：午前 9 時 ～ 12 時 30 分
 午後 2 時 ～ 17 時 30 分
 （休診日：日曜・水曜・祝祭日・年末年始）

健診・各種検査
 予防接種など
 ご相談下さい！

細木病院グループ
詳しくはホームページへ↓


日高クリニック 院長 松本 和博
 （小児科・内科）
 日本小児科学会小児科専門医



地域の皆様に安心していただける小児科・内科医療を提供します。なんでもお気軽にご相談ください！

外来受付 ☎ 0889-24-7785
 日高村 日下小学校東どなり 日高村本郷滝ノ前 7

人権相談

不当な差別や虐待、インターネット上の誹謗中傷など人権に関わる問題について、一人で悩みを抱えていませんか？

人権擁護委員がさまざまな人権問題に関する相談を無料でお受けしますので、お気軽にご相談ください。

- ◆相談日 2月20日（木） ◆相談時間 13時～15時
※偶数月第3木曜日に開設します。 ◆会場 役場東庁舎2階相談室

☎ 住民課 人権担当 電話 22-7707

高知県立高知城歴史博物館

企画展「くみ」どころ満載！城博コレクション

新春を彩るおめでたい美術品や干支（巳）にちなんだもの、初出しとなる新収蔵資料を展示します。

開催期間：1月1日（水・祝）～3月9日（日）

観覧料：700円

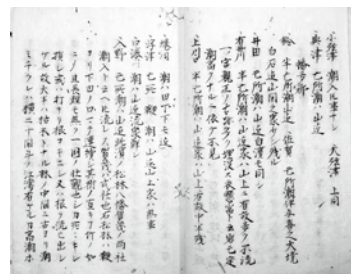
高校生以下無料、高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方無料



チラシ画像



河田小龍筆
三福神図



宝永地震の被害記録（谷陵記）

出張ジョーハク in 黒潮町

高知城歴史博物館が黒潮町に出張！歴史講座のほか大人も子どもも楽しめる体験ワークショップを行います。

開催日：令和7年2月23日（日）10:00～15:00

会場：大方あかつき館（幡多郡黒潮町入野）

①歴史講座「黒潮町における南海トラフ地震の歴史」

時間：10:00～11:20 講師：水松啓太（当館学芸員）

定員：100名（申込不要／参加費無料）

※講座終了後、周辺の津波碑文と津波タワーをご案内します。（定員：50名程度）

案内人：水松啓太、黒潮町役場情報防災課職員

②地域講座「山内家資料に見る入野地区～入野松原を中心に～」

時間：13:30～14:30 講師：片岡剛（当館学芸員）

定員：100名（申込不要／参加費無料）

③貝合わせをつくってみよう

平安時代からある遊び「貝合わせ」をつくってみよう！遊びも体験できます。（当日お気軽にご参加ください。）

④武士の装い体験

刀や甲冑のレプリカを身に着けて記念撮影しよう！（当日お気軽にご参加ください。）

⑤パネル展示コーナー 当館の活動紹介や地域での取り組みについてご紹介します。



甲冑体験

☎ 高知県立高知城歴史博物館 電話 088-871-1600 / FAX 088-871-1619

『つながり広場』で世代間交流!

今年度も、8月23日（金）に佐川高校・佐川中学校・尾川中学校の生徒会が集まって、「佐川町中高生会議」を行い、佐川町のためにできることを協議しました。

今年度は、地域で世代間の交流を深めることで地域の活性化を目指し、さらには非常時に助け合える絆をつくることを目標とし、『つながり広場』を開催しました。

それぞれの広場で、幅広い年齢層の方々に楽しんでいただき、交流を深めることができました。たくさんのご参加、ありがとうございました！次年度以降も、継続して、世代間交流できる場を企画していく予定です。

第1弾 「たらふく秋祭り」

11月3日（日）に斗賀野地区で開催された「たらふく秋祭り」に、佐川中学校は「フードキャッチ」、尾川中学校は「輪投げ」を出店しました。当日は、佐川高校も一緒に盛り上げてくれました。



第2弾 「佐川町立図書館 さくと」

12月21日（土）はオープンしたばかりの「さくと」を会場に、佐川高校がミニコンサートや絵本の読み聞かせ、手作り工作を企画しました。当日は佐川中学校も参加して、一緒に、折り紙でサンタを折ったり、オリジナルのブックカバーを作ったりしました。



広告

住まいのこと、暮らしのこと

こんなお悩みありませんか？

- ◎ トイレをもっと快適に直したい。
- ◎ 重い引戸を楽に開け閉めできるようにしたい。
- ◎ 障子、襖の張替え
- ◎ さし掛け屋根ポリカ波板貼替え
- ◎ 階段、廊下への手すりの取付



代表者 西森太一

網戸1枚からトイレ、お風呂まで
尾川工務店は住まいの110番
困ったときは、私に何でも相談
してください！

見積り・相談無料 今すぐお電話を！

☎ 0889-20-9322

尾川工務店(株) 佐川町甲1104-9